

鉾田市立鉾田学校給食センター調理業務委託

(募集要項)

令和6年12月

鉾田市教育委員会

銚田市（以下「市」という。）では、令和7年4月から銚田市立銚田学校給食センターの調理を民間事業者へ委託するため、下記のとおり、民間事業者の募集を行います。

募集に関する詳細については、この募集要項に定めるほか、別途交付・公表する次の資料も参照してください。（以下「募集要項」、「仕様書」、「添付資料」及び「様式集」を「募集要項等」と呼びます。）

（別途交付・公表する資料）

- i 仕様書：市が事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの
- ii 添付資料：本業務に関する添付資料
- iii 様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

1 業務の名称

銚田市立銚田学校給食センター調理業務等委託

2 目的

安全で安心なおいしい学校給食を維持するため、学校給食の意義を理解し、調理技術、衛生管理能力及び業務効率に優れた民間事業者を選定することを目的とします。

3 対象の施設

施設名	銚田市立銚田学校給食センター
所在地	茨城県銚田市安塚1962番地1
運用開始	平成23年9月
建物構造	鉄骨造（一部2階建て）
システム	ドライシステム
調理品目	副食2献立制（概ね6品目／日調理）
配食校数	小学校7校／中学校5校／幼稚園4園
調理食数	約3,400食／日
センター調理稼働日数	約195日／年

4 業務内容

詳細は、「銚田市立銚田学校給食センター調理業務等委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(1) 物資検収、格納、検温業務

(2) 副食の調理業務

ア 発注者が作成した献立表、調理業務指示書等に基づき、発注者の提供する食材料を使用し調理すること。

イ 調理終了後2時間以内の喫食に対応すること。

ウ 調理は概ね6品目の2献立調理制／日とする。

エ 調理業務には、アレルギー対応食（除去食・代替食）約60食を含むものとする。

オ 米飯、パン、麺、牛乳は、別途業者が直接受配校に配送する。

(3) 原材料及び調理後の食品の保存食の採取及び保管業務

- (4) 配缶、配送用コンテナへの積み込み及び配送車両へのコンテナの積み込み
- (5) 食器、食缶、調理器具及び配送用コンテナの洗浄、消毒、保管並びに点検業務
- (6) 残菜の計量及び記録並びに塵芥の集積業務
- (7) 施設、設備及び機器の清掃、消毒及び安全点検並びに記録業務
- (8) 使用物品管理業務
- (9) 衛生管理業務
- (10) ボイラー運転管理業務
 - ア 業務開始前のボイラー(簡易ボイラー)の点火及び業務終了後の消火を行うこと。
 - イ ボイラーに異常が認められる場合は、直ちに発注者に連絡すること。(ボイラーの保守は、発注者にて行うものとする。)
- (11) 前各号に附帯する業務
- (12) 本委託業務には含まれない業務
 - ア 献立作成業務
 - イ 食材調達業務
 - ウ 給食費徴収等業務
 - エ 施設設備等保守業務
 - オ 給食の配送及び回収業務

5 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(3年間)

6 受託事業者

公募型プロポーザル(企画提案)方式により選定・実施します。

7 応募資格

(1) 資格要件

応募事業者は、次の要件を満たしていることが条件です。

- ア 銚田市令和5・6年度入札参加資格に登録していること。
- イ 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ウ 関東1都6県において、1施設1日4,000食以上の学校給食センター方式の受託実績を有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。
- エ 募集要項等に関する説明会(本要項8に記載)に出席した者であること。

(2) 応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者となることはできません。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 銚田市の指名停止措置を受けている者
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)の規程による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規程による再生手続開始の申立てがなされている者。

- エ 最近1年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納している者
- オ 過去5年以内に、食品衛生法の営業停止処分を受けた者。ただし、当該処分後の改善策について、適切な衛生対応として市が特に認め応募事業者の制限を解除した者を除く。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者

(3) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、提案書の提出日を基準とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

(4) 応募に関する留意事項

- ア 応募事業者は、提案書類の提出をもって募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- ウ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とします。
- エ 応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、市は当該事業選定に限り、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で 사용할 ことができるものとします。
- オ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に係らず返却しません。
- カ 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用する ことを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。
- キ 参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とします。
 - a 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - b 一の応募事業者が複数の提案を行った場合
 - c 同一事項に関し、2通り以上の書類が提出された場合
 - d 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - e 虚偽の内容が記載されている場合
 - f 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - g 著しく信義に反する行為があった場合

(5) その他

- ア 市が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- イ 本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

8 応募手続

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。また、募集要項等に関する説明会に出席のない事業者については、応募ができませんので、ご注意ください。

(1) 応募書類等の交付、公表	令和6年12月20日～令和7年1月6日
(2) 募集要項等に関する説明会及び 現地見学会	令和7年1月7日
(3) 募集要項等に関する質問の受付	令和7年1月7日～1月9日
(4) 質問への回答	令和7年1月17日
(5) 一次審査、提案書類の受付期限	令和7年1月22日
(6) 一次審査結果通知	令和7年1月29日
(7) 二次審査、プレゼンテーション	令和7年2月5日
(8) 二次審査結果通知	令和7年2月中旬
(9) 業務委託事業者の決定	令和7年2月下旬

(1) 応募書類等の交付、公表

募集要項等の交付を次のとおり行います。また市ホームページにおいても、同日から本募集要項等を公表します。

- ア 交付期間 令和6年12月20日(金)～令和7年1月6日(月)
(土・日・祝日を除く) 午前8時から午後4時45分まで
- イ 交付場所 茨城県鉾田市安塚1962番地1
鉾田市立鉾田学校給食センター (電話0291-34-9077)
- ウ 交付・公表資料 a 募集要項
 b 仕様書
 c 様式集
 d 添付資料 (献立ほか)

(2) 募集要項等に関する説明会

この募集要項等に関する説明会を、次のとおり開催します。

- ア 日時 令和7年1月7日(火)
午後3時から4時45分ごろまで (受付は午後2時30分から開始)
- イ 場所 茨城県鉾田市安塚1962番地1
鉾田市立鉾田学校給食センター (電話0291-34-9077)
- ウ 留意事項
- a 説明会参加希望者は、令和7年1月6日(月) 午後4時00分までに、法人名、参加者氏名、参加人数、FAX番号及びEメールアドレスを、別添「説明会参加申込書」により鉾田市立鉾田学校給食センターへFAXにて連絡してください。
送信先FAX 0291-34-9087
(Eメールアドレスは、後日の連絡用です。参加を了解した旨の連絡は、FAXにて行います。)
- b 参加人数は、1事業者につき3名までとします。

- c 説明会では、原則として募集要項等の配付はいたしませんので、各自持参してください。
- d 説明会不参加の事業者は、応募することはできません。
- e 現地見学会に参加する場合は、人数分の細菌検査結果の原本またはコピーを持参してください。また、白衣・帽子・靴は各自用意してください。

(3) 募集要項等に関する質問の受付

本募集要項等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

ア 質問書（様式1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、FAXにより提出してください。

FAX 0291-34-9087

イ 受付期間は、令和7年1月7日(火)～1月9日(木)午後4時まで

(4) 質問への回答

ア 質問に対する回答書は、令和7年1月17日（金）午後4時までに市ホームページにて公開します。（市ホームページサーバーに不具合が発生した場合は、FAX又はメールにて、1月7日の説明会参加事業者すべてに回答いたします。）

イ 原則として、電話及び口頭等の個別対応はいたしません。また、混乱を招くことが危惧されると判断した場合は、質問に回答しないことがあります。

(5) 参加表明書及び提案書類の提出

応募事業者は、次により提出してください。

ア 提出期限 令和7年1月22日(水)

（持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前8時から午後4時45分まで。）

イ 提出先 茨城県鉾田市安塚1962番地1

鉾田市立鉾田学校給食センター

ウ 提出書類 ・参加表明書（様式2号）1部

・提案書類（様式3号～12号）正1部・副10部

- a 原則としてA4判・縦型・横書き・左閉じで作成すること。
- b 各様式枚数制限の範囲内にて、評価項目について記載すること。
- c 見積額は下記の金額の範囲内（3年間分総額）であること。

業務名	金額
鉾田市立鉾田学校給食センター 調理業務委託	291,240,000円（消費税抜）

- d 見積額が「前項c」を超える場合、又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合がある。
- e 見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めずに記載すること。
- f 提案見積書（様式12号）を先頭に、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳書（様式は任意で可）を添付すること。
- g 見積内容は、提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。

エ 提出方法持参又は郵送、宅配とする。（ただし、令和7年1月22日(水)必着と

する。)

(6) 第一次審査に関する結果の通知

審査の結果については、採用・不採用にかかわらず、文書にて通知します。

(7) 参加辞退届

説明会及び現地見学会に参加し、その後やむを得ず辞退をする場合は、提案書提出期限までに参加辞退届（様式13号）を提出してください。

9 資格審査及び提案の選考

銚田市立銚田学校給食センター調理業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、下記の審査方法や「委託業者選定審査基準」に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

(1) 審査方法

ア 参加資格審査

選定委員会は、参加資格審査申請書等により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしているか否かを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

イ 提案選考審査

a 第一次審査(書類審査)

ア) 基礎審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認します。これらの項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。

- ・ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。
- ・ 提案書全体について、様式集に沿った構成となっていること。
- ・ 当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

イ) 評価審査

選定委員会は、提案書等に記載された内容、見積書及び会社概要等について、「委託業者選定審査基準」により採点を行って総合評価点で順位付けを行い、第一次審査として、得点の高い上位3事業者を選定します。ただし、応募事業者が3事業者に満たない場合又は同じ得点の事業者が3者を超過している場合は、この限りではありません。

なお、これらの評価項目において、採点の低い項目が複数ある場合又は見積額が「8(5)ウc項」記載の金額を超える場合、異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合があります。

b 第二次審査(プレゼンテーションとヒアリング)

ア) 選定委員会は、第一次審査において選定された応募事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

- ・ 日時 令和7年2月5日(水)（時刻は別途通知）
- ・ 場所 (別途通知)

- ・ 時間プレゼンテーション15分とヒアリング15分の計30分程度
- ・ 出席者3名までとします。
- ・ 準備物パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。
(プロジェクター及びスクリーンは市で準備します。)

準備・撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。

- 第二次審査を行う順番は、第一次審査における書類の受付順とします。
- 出席した選定委員は、応募事業者ごとに上記第一次審査と同じ評価項目により評価点を付します。

(2) 委託業者選定の審査基準

標準的な審査基準は次の項目によるものとし、評価点については100点満点で評価します。

ア 企業評価 (配点25点)

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
a) 企業理念	・ 学校給食に対する基本的な考え方 ・ 学校給食の意義や特色に対する理解度 ・ 学校給食調理業務に取り組む意欲	様式4号の審査	5
b) 業務実績	・ 学校給食調理業務受託実績 (学校給食センター方式等)	様式5号の審査	15
c) 危機管理体制	・ 調理事故、異物混入等発生時の対処体制 ・ 生産物賠償責任保険 (PL保険) 等の損害賠償制度の加入グレード ・ 災害時対応	様式6号の審査	5

イ 技術力評価 (配点65点)

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
a) 業務実施体制	・ 学校給食の専門性、安定的な提供に関する実施方針 ・ サービス水準	様式7号の審査	15
b) 人員配置体制	・ 配置人数、組織体制 ・ 業務責任者等の配置 ・ 配置者の資格、経験内容 ・ 地元採用計画 ・ 従事者の休暇等における代替者確保体制 ・ 作業工程表、作業動線図	様式8号の審査	20
c) 衛生管理体制	・ 事業者としての衛生管理対策や考え方 ・ 指導、検査体制 ・ 従事者の健康管理対策	様式9号の審査	20
d) 研修計画、移行	・ 従事者に対する巡回指導及び研修計画	様式10号の	5

準備等	・受託から給食開始までの従事者研修計画	審査	
e) アレルギー食対応	・アレルギー食対応調理実績 ・業務実施体制	様式11号の審査	5

ウ コスト評価（配点10点）

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
受託コスト	・配置人数 ・経費負担内訳	様式12号の審査	10

(3) 審査結果の通知及び公表

第一次審査及び第二次審査における選定結果は、応募者全員に通知します。また、第二次審査後の選定結果は、市ホームページに公表します。

(4) 優先交渉権者の決定

ア 市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、第一次審査（提案書類）及び第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）での合計評価点が最も高い応募事業者を、優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。（この交渉において、改めて見積書を徴します。）

イ 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

(5) 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合があります。

10 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

鉾田市立鉾田学校給食センター 担当：清宮、石田

電話：0291-34-9077

FAX：0291-34-9087

Eメールアドレス：kyushoku@city.hokota.lg.jp

（連絡は、原則としてFAX又は電話にてお願いします。）